

1. 検討経緯

日 程	事 項	調査・検討事項等
平成 24 年 3 月	市文化協会加盟団体 アンケート調査	● 団体概況、活動状況、課題、今後の取り組み 等
4 月 9 日	調整会議	● 策定懇話会要綱案・策定庁内検討委員会 設置規定案審議
4 月 23 日	庁議	● 策定懇話会要綱案・策定庁内検討委員会 設置規定案審議
5 月 21 日 ～6 月 6 日	市民アンケート調査	● 芸術文化の取り組み状況、芸術文化の意 義、今後の市の施策の方向性 等
6 月 6 日	策定懇話会要綱・策定庁内検討委員会設置規定制定	
6 月	関連施設指定管理事業者 アンケート調査	● 指定管理事業の概況、課題、今後の市の 施策の方向性 等
6 月	市内小・中・高校アンケート調査	● 学校における芸術文化の取り組み状況 等
6 月	市内関係団体アンケート調査	● 団体活動と芸術文化との関連 等
7 月 5 日	関連施設指定管理事業者 ヒアリング調査	● 事業概要(企画・計画、実施、課題)、事業 評価(指標設定、達成状況、改善方策) 等
7 月 30 日	第1回策定懇話会	● 方針策定の目的・背景、市の芸術文化の 実態、市民及び関係団体等の意識・意向、 芸術文化振興の主要課題 等
8 月 3 日	第1回策定庁内検討委員会	
9 月 19 日	第2回策定懇話会	● 基本方針骨子(主要課題、理念・目標、方 針・施策体系、推進体制) 等
9 月 21 日	第2回策定庁内検討委員会	
10 月 31 日	第3回策定懇話会	● 基本方針案(理念・目標、方針・施策体系、 推進体制、指標・目標値、重点施策) 等
11 月 2 日	第3回策定庁内検討委員会	
11 月 12 日	調整会議	● 基本方針素案審議
11 月 26 日	庁議	● 基本方針素案審議
11 月 30 日 ～12 月 16 日	パブリックコメント	● 素案(目的・位置づけ、取り巻く状況、振興 の方向性、基本方針、推進体制)
平成 25 年 1 月 9 日	第4回策定懇話会	● 最終案、資料編の取りまとめ 等
1 月 11 日	第4回策定庁内検討委員会	
1 月 18 日	調整会議	● 基本方針最終案審議
2 月 4 日	庁議	● 基本方針最終案審議
2 月	議会報告 (福祉環境委員会・全員協議会)	● 基本方針原案報告
3 月	「御殿場市芸術文化振興基本方針」の策定	

2. 委員会名簿等

【策定懇話会】

No.	団体名・職名等	氏名	備考
1	御殿場市文化協会 会長	鳥宮 暁秀	座長
2	御殿場市文化協会 副会長	佐藤 安洋	
3	御殿場市東山旧岸邸 担当責任者	浦 しげみ	
4	御殿場市内在住芸術家	西島 三重子	
5	御殿場市立原里小学校 校長	高村 芳章	
6	静岡県立御殿場高等学校 教頭	岩田 福代	副座長
7	学校法人山崎学園みなみ幼稚園 園長	山崎 元則	
8	御殿場市地域づくり活動主事連絡会	妹尾 輝満	
9	御殿場市生涯学習推進会 副会長	芹澤 智子	
10	社会福祉法人双葉会双葉保育園 園長	勝又 秀文	
11	御殿場市国際交流協会 会長	秋山 信泰	

【策定庁内検討委員会】

No.	所属・職名	氏名	備考
1	生活環境部文化スポーツ課 課長	杉山 賢吾	委員長
2	企画部次長兼市民協働課 課長	高杉 美佐子	
3	健康福祉部子ども保育課 課長	村松 亮子	
4	教育部次長兼学校教育課 課長	高橋 正彦	
5	教育部社会教育課 課長	滝口 芳幸	

【事務局】

文化スポーツ課 文化振興スタッフ

御殿場市芸術文化振興基本方針策定懇話会要綱

(趣旨)

第1条 御殿場市の芸術文化の振興に係る基本理念及び施策の基本的な方向を示す御殿場市芸術文化振興基本方針(以下「基本方針」という。)の策定に関し、広く市民の意見を聴取するため、御殿場市芸術文化振興基本方針策定懇話会(以下「懇話会」という。)を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(懇話事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について、意見を述べ、及び意見交換を行う場とする。

- (1) 御殿場市の芸術文化の現状及び課題に関すること。
- (2) 御殿場市の芸術文化の振興に関すること。
- (3) 基本方針の原案の点検及び評価に関すること。
- (4) その他芸術文化に関すること。

(参加対象者)

第3条 懇話会は、次に掲げる参加対象者のうちから、市長が依頼する者(以下「構成員」という。)11人をもって構成する。

- (1) 知識と経験を有する者
- (2) 教育関係機関に属する者
- (3) 公共的団体に属する者

(構成員)

第4条 構成員は、懇話会に参加し、意見を述べる。

2 構成員の任期は、市長から懇話会の出席の依頼を受けた日を始期とし、その日の属する年度の末日を終期とする。ただし、構成員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に、座長及び副座長1人を置き、構成員の互選により定める。

- 2 座長は、懇話会の進行を行う。
- 3 副座長は、座長に事故あるとき、又は欠けたときは、座長に代わり懇話会の進行を行う。

(懇話会)

第6条 懇話会は、市長が招集する。

- 2 構成員(第3条第1号の者を除く。)が事故その他やむを得ない理由により懇話会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 3 懇話会は、公開とする。

(謝金等)

第7条 構成員が懇話会に参加したときは、当該構成員に謝金を支給することができる。

2 前条第2項の規定に基づき、代理人が懇話会に参加したときは、代理人に対して構成員と同額の謝金を支給する。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

御殿場市芸術文化振興基本方針策定庁内検討委員会設置規程

(設置)

第1条 御殿場市の芸術文化の振興に係る基本理念及び施策の基本的な方向を示す御殿場市芸術文化振興基本方針(以下「基本方針」という。)の策定に関し、調査し、及び検討するため、御殿場市芸術文化振興基本方針策定庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、基本方針の策定に関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、文化スポーツ課長及び別表に掲げる職にあるものをもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、文化スポーツ課長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員が事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令甲は、公表の日から施行する。

別表(第3条関係)

市民協働課長 子ども保育課長 学校教育課長 社会教育課長
